

# 消費生活センターだより 暮らしのスクラム



## 不審なSMS(ショートメッセージサービス)に注意しましょう

### 【事例1】

スマートフォンに「超音波美顔器を代引きで送ります」とSMSが届いた。注文した覚えがない。「注文の覚えがない方は返信するように」とある。

### 【事例2】

都市銀行名で「セキュリティ対策のために口座を凍結する」というSMSが届いた。URLが付いている。

### 【事例3】

宅配業者から不在メールがSMSで来た。住所、名前を入れて会員登録したが、その後何も配達されない。不審だ。

## アドバイス

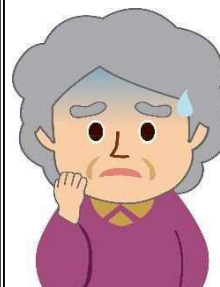
「実在する事業者名をかたる不審なSMS(ショートメッセージサービス)が届いた」という相談が多数寄せられています。個人情報を入力して返信したり、URLにアクセスすることで、スパイウェアを取り込んでしまい、個人情報を抜き出されたり、金銭を請求される場合があります。聞き覚えのある事業者名でもすぐに信用せず、安易にメールに貼り付いているURLにアクセスしないようにしましょう。

心当たりのない不審なメールが届いたら、開かず削除することが大切です。

心配なときは、返信などする前に消費生活センターに連絡してください。

ご連絡  
不正取引があるのでパスワードを知らせてください。

<http://xx00△△>

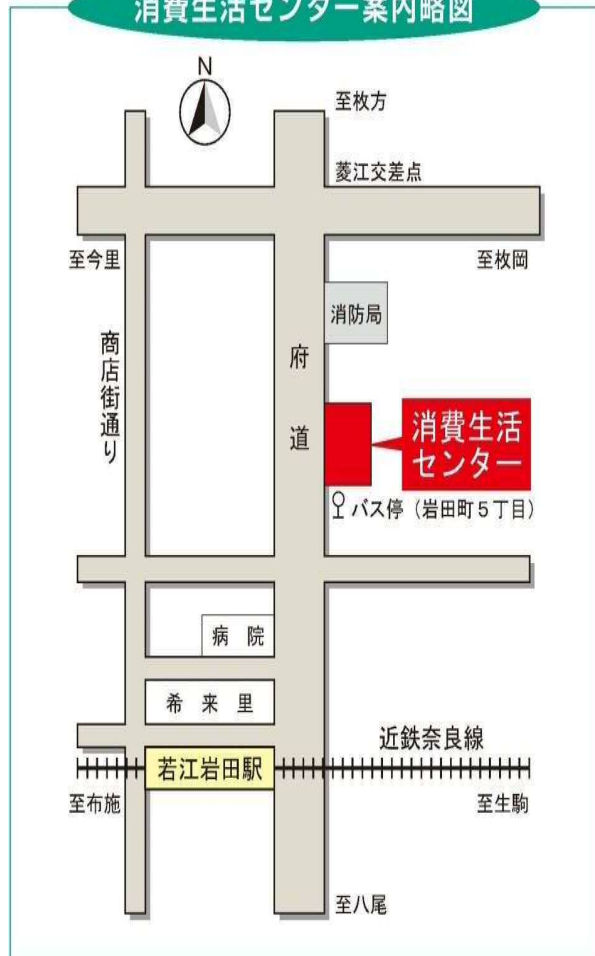


発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

# 消費生活センターご案内

## 消費生活センター案内略図



## 〈消費生活相談窓口は〉

### ●電話

072-965-0102

### ●受付時間

午前9時30分～午後4時まで  
(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

### ●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

## … 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言……消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん ……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

## ★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求



## 〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

午前10時から午後4時まで

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

午前10時から午前12時(正午)まで、午後1時から午後4時まで

表面もご覧ください!